

中津川市公益通報の処理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づき、公益通報を適切に処理するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(公益通報窓口の設置)

第3条 公益通報を受け付けるための窓口（以下「公益通報窓口」という。）は、総務管財課に設置する。

一部改正〔令和7年3月7日〕

(通報の受付等)

第4条 公益通報窓口において公益通報と思われる通報を受けた者（以下「通報受付者」という。）は、通報者の秘密保持に配慮の上、その者の氏名、連絡先等を聴取するとともに、その者に対して秘密保持に関する説明を行うものとする。

2 通報受付者は、通報の内容及び前項の規定により聴取した内容を公益通報受付票（様式第1号）に必要事項を記録するものとする。

3 公益通報窓口は、受け付けた通報が、市の機関が処分又は勧告等（以下「処分等」という。）の権限を有すると思われるものであるときは、当該通報における通報対象事実に関する調査（以下「調査」という。）を所管課へ依頼するとともに、調査の実施、調査結果の通知方法等について、通報者に連絡するものとする。

4 公益通報窓口は、受け付けた通報が、市の機関が処分等の権限を有しないものであることが明らかなときは、通報者に対し、処分等の権限を有する行政機関を教示しなければならない。

(調査の実施)

第5条 所管課は、公益通報窓口から調査の依頼があったときは、通報者の秘密保持に配慮の上、速やかに調査を行うものとする。

2 所管課の職員のうち通報の内容について特別の利害関係を有するものは、調査に関与することができない。

3 所管課は、調査対象者その他の利害関係人の営業上の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮の上、適宜、通報者に調査の進捗状況を報告するものとする。

4 所管課は、調査する通報が、市の機関が処分等の権限を有しないものであることが明らかとな

ったときは、通報者に対し、処分等の権限を有する行政機関を教示しなければならない。

(調査結果の通知等)

第6条 所管課は、調査の結果、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていることを確認したときは、当該通報を公益通報として受理し、調査結果及び是正のための措置の実施について、公益通報受理通知書（様式第2号）により公益通報者に通知するものとする。

2 所管課は、調査の結果、通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていることを確認できなかつたとき、又は通報対象事実について既に改善がなされていたときは、通報不受理通知書（様式第3号）により通報者に通知するものとする。

(措置の実施)

第7条 所管課は、前条第1項の規定により通報を公益通報として受理したときは、関係法令の規定に基づき通報対象事実に対する処分等を行うなど、適切な措置を講じなければならない。

2 所管課は、前項の規定により処分等の措置を講じたときは、当該措置の内容について、被措置者その他の利害関係人の営業上の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮の上、公益通報に関する調査結果及び措置内容報告書（様式第4号）により公益通報者に通知するものとする。

(対応の報告)

第8条 所管課は、第5条第4項の規定による教示を行い、又は第6条第2項若しくは前条第2項の規定による通知をすることにより公益通報への対応を完了したときは、通報受付窓口に当該対応の経過を報告するものとする。

(情報の保護等)

第9条 公益通報の事務に携わる職員は、当該事務の遂行に当たつて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(適用除外)

第10条 当市の職員からの公益通報の処理については、中津川市職員の公益通報の処理に関する要綱（平成20年6月27日決裁）の規定によるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和7年3月7日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。